

農林水産委員会会議記録

農林水産委員長 井上 明夫

1 日 時

令和7年3月21日（金） 午後1時29分から
午後3時23分まで

2 場 所

第3委員会室

3 出席した委員の氏名

井上明夫、小川克己、御手洗吉生、宮成公一郎、若山雅敏、二ノ宮健治、三浦由紀

4 欠席した委員の氏名

なし

5 出席した委員外議員の氏名

木田昇

6 出席した執行部関係者の職・氏名

農林水産部長 瀧野勇 ほか関係者

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

- (1) 第1号議案のうち本委員会関係部分、第6号議案、第7号議案、第8号議案及び第31号議案については、可決すべきものといずれも全会一致をもって決定した。
- (2) 第17号議案及び第18号議案については、可決すべきものと総務企画委員会に回答することにより全会一致をもって決定した。
- (3) 大分県農業成長産業化推進本部会議の開催について及び大分県農業農村整備長期計画についてなど、執行部から報告を受けた。

9 その他必要な事項

なし

10 担当書記

議事課議事調整班 主査 羽田野正洋
政策調査課調査広報班 主事 徳丸花帆

農林水産委員会次第

日時：令和7年3月21日（金）13：30～

場所：第3委員会室

1 開 会

2 農林水産部関係

13：30～15：50

(1) 合議議案件の審査（付託委員会：総務企画委員会）

第 17号議案 大分県使用料及び手数料条例の一部改正について
（本委員会関係部分）

第 18号議案 大分県の事務処理の特例に関する条例の一部改正について
（本委員会関係部分）

(2) 付託案件の審査

第 1号議案 令和7年度大分県一般会計予算（本委員会関係部分）

第 6号議案 令和7年度大分県林業・木材産業改善資金特別会計予算

第 7号議案 令和7年度大分県沿岸漁業改善資金特別会計予算

第 8号議案 令和7年度大分県県営林事業特別会計予算

第 31号議案 令和7年度における農林水産関係事業に要する経費の市町村負担につ
いて

(3) 諸般の報告

①大分県農業成長産業化推進本部会議の開催について

②大蘇ダムについて

③大分県農業農村整備長期計画について

④農林水産試験研究基本指針の改訂について

(4) その他

3 協議事項

15：50～16：00

(1) その他

4 閉 会

会議の概要及び結果

井上委員長 ただいまから農林水産委員会を開きます。

本日は審査の都合上、予算特別委員会の分科会もあわせて行うので御了承願います。

また本日は、委員外議員として木田議員が出席しています。

委員外議員に申し上げます。委員外議員が発言を希望する場合は、委員の質疑の終了後に挙手し、私から指名を受けた後、長時間にわたらないよう要点を簡潔に御発言願います。

本日審査いただく案件は、今回付託を受けた議案5件及び総務企画委員会から合議のあった議案2件です。この際、案件全部を一括議題とし、これより審査に入ります。

初めに、総務企画委員会から合議があった議案について審査を行います。第17号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正についてのうち本委員会関係部分及び第18号議案大分県の事務処理の特例に関する条例の一部改正についてのうち本委員会関係部分について、執行部の説明を求めます。

田口森との共生推進室長 第17号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正についてのうち、狩猟免許関係事務について説明します。

資料の2ページを御覧ください。

まず、1条例改正の趣旨についてですが、鳥獣被害の防止に向け狩猟者の確保を図るため、狩猟免許・狩猟者登録に係る手数料を減免するものです。

次に、2条例改正の概要を御覧ください。従前の減免期間は平成29年4月1日から令和7年3月31日までですが、令和7年4月1日から令和16年3月31日までの9年間期間を延長するものです。これまでの現行制度による減免の効果等により、狩猟者数は平成28年度の5,241人から令和5年度には5,422人と181人増加しています。被害額では、平成28年度から令和5年度までに約9千万円減少しています。このことから、鳥獣被害の防止に

は狩猟者の確保が不可欠です。なお手数料の減免対象及び金額については、従前から変更はありません。令和7年度の減免額は893万1千円となる見込みです。

その下、4課題にもあるように今後減免を実施しない場合、高齢狩猟者の引退により令和15年度には4,200人程度まで減少する可能性があり、捕獲圧の低下から、捕獲頭数の減少によりシカ等の被害額が増加するおそれがあります。このため、新たな農林水産業振興計画の目標である令和15年度の被害額9千万円以下の達成に向けて、狩猟者数5千人以上を確保するとともに、予防、捕獲、狩猟者確保、獣肉利活用の四つの対策を総合的に実施しながら、引き続き鳥獣被害の防止に取り組みます。

玉田水田畑地化・集落営農課長 第18号議案大分県の事務処理の特例に関する条例の一部改正について説明します。

資料の3ページを御覧ください。

1条例の概要ですが、本条例は県の権限に属する事務のうち、市町村が処理する事務の範囲等を定めた条例です。今回、農地法の一部改正に伴い、別表第1に規定する各市町村に移譲している農地法に基づく事務について改正を行うものです。

2農地法改正の概要ですが、農地の適正かつ効率的な利用の促進を図るため、次のとおり改正されます。

まず①農地転用許可手続について、不適切な転用防止のために必要な条件を付することが義務化されます。現行は、転用許可は条件を付けてすることができるとなっているものが、必要な条件を付けてしなければならないと改正されます。また、②違反転用に対する措置において、違反転用を行い原状回復等の措置命令を受けた者が措置を講じない場合等に、その旨を公表する仕組みが創設されます。

3条例改正の内容ですが、農地法の改正を受けて①農地転用許可の際に必要な条件を付すこ

とを義務化、②違反転用時の公表事務の追加について所要の改正を行うものです。

なお施行期日は、農地法改正の施行日である令和7年4月1日です。

井上委員長 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。御質疑、御意見等のある委員はいますか。

御手洗委員 要望です。さきほど説明を受けましたが、それでも9千万円被害があるんです。9千万円あることを認めているわけです。努力していただきたいのは、私としては限りなくゼロ。これがやはり努力の姿勢だと思うんです。9千万円だからいいということではない。限りなくゼロです。

洲野農林水産部長 御意見ありがとうございます。もちろん私も限りなくゼロを目指して頑張っていきたいと考えています。

御手洗委員 限りなくゼロを目指した結果がこれです。だから今までの対策がいいか悪いかも含めて、ゼロに向けてお願いしたい。

二ノ宮委員 第18号議案についてです。ここにあるように、不適切な転用を防止するためというのは良く分かるんですけど、例えばどういう事例があったのか。もし悪質な事例があったら教えてください。簡単に言えば申請どおりの建物や目的じゃないことは分かるんですが、ここまで変えるというのは、特に悪質な事例が今まであったのか教えてください。

玉田水田畑地化・集落営農課長 悪質な転用があったかですが、県内で見ると令和6年は年に160件の違反転用がありました。このうち、既に87件は是正され、改善されている状況です。

内容ですが、ほとんどが農地転用の必要性をあまり認識しておらず、手続をせずに資材置き場や駐車場に使っているケースが非常に多い。これは是正する形で再度手続をすれば認められる内容であり、悪質な転用はない状況です。

全国的に見ても、悪質性のある事案はほとんどありません。再度手続を実施した上で、追認されることにより解決するケースがほとんどです。

井上委員長 ほかに御質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

井上委員長 委員外議員の方は、御質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

井上委員長 別に御質疑等もないので、これより採決に入ります。

まず、第17号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正についてのうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

井上委員長 御異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することに決定しました。

次に、第18号議案大分県の事務処理の特例に関する条例の一部改正についてのうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

井上委員長 御異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することに決定しました。

以上で合い議案件の審査を終わります。

次に、付託案件の審査を行います。

まず第1号議案令和7年度大分県一般会計予算案のうち、本委員会関係部分について執行部の説明を求めます。

木許農林水産企画課長 第1号議案令和7年度一般会計予算のうち、農林水産部関係予算について説明します。

資料の4ページを御覧ください。

農林水産部の当初予算案の総額は、上の表の農林水産部①、予算額(A)欄の計にあるとおり577億7,297万6千円です。これを右から3列目の6年度当初予算額(B)欄と比較すると、その右にあるように5億1,249万8千円の減となります。これは、令和6年度当

初予算で計上していた全国豊かな海づくり大会開催事業費や短期集中地域支援品目関連事業費などの減少が主な要因です。農・林・水の各分野で積極的に予算を計上したことに加え、喫緊の課題に対応するため国補正予算を活用し、当初予算から前倒しして実施する事業については、2月補正予算で約6億8千万円を計上したところです。引き続き農林水産業の成長産業化の実現に向け、しっかりと取り組みます。

次に個別事業について、先日17日の予算特別委員会で説明していない事業の中から主要なものを説明します。

資料の5ページを御覧ください。

下段のおおいたの有機産地等拡大促進事業費5,715万円です。これは、有機野菜等の生産販売や環境保全型農業に取り組む産地を育成するため、関係する計画に基づき、新規参入者を支援するとともに、広域出荷組織と連携する仕組みを構築するものです。具体的には、一つ目の二重マルのとおり有機農業者の広域出荷組織の体制整備を支援するほか、二つ目の二重マルのとおり広域指導体制の構築や経営体の規模拡大に向けた機械導入などを支援します。

次に、6ページを御覧ください。

上段のマル特、産地が取り組む就農支援研修等強化事業費941万1千円です。これは、産地の担い手を育成・確保するため、市町、農協又は地域の農業公社が開設するファーマーズスクールや就農学校等の設置・運営を支援するものです。主な取組として、ファーマーズスクール指導者の設置支援や実践圃場の借上支援、指導者である就農コーチを対象にした研修を実施し、研修体制の充実を図ります。

次に、同じページの下段、農業担い手確保・育成対策事業費3,646万8千円です。これは、産地が求める新しい担い手を確保するため、分業体制の構築に取り組むとともに、移住就農希望者に向けた情報発信や就農相談会等を実施するものです。マル特のとおり、令和7年度は農業支援サービス事業体と経営体を対象としたマッチングフェアを実施し、農業支援サービス事業体等を活用した分業体制の構築を図ります。

次に、7ページを御覧ください。

上段の魅力ある農業大学校づくり推進事業費1,634万4千円です。これは、農業大学校において学生等の就農意欲を喚起するため、農業実践教育を充実・強化し、即戦力となる人材を育成するとともに、学生の外部との交流を推進するものです。マル特のとおり、令和7年度は県内の高校生や大学生を対象とした大規模な就農・就業相談会を開催し、農業経営体と学生とのマッチングを支援することで、就農について後押しをしていきます。

次に、8ページを御覧ください。

下段の中山間地営農経営体強化対策事業費1億1,507万6千円です。これは、持続可能な中山間地農業を確立するため、集落営農組織等の収益構造の改革や大規模経営体による連携・統合を支援するものです。具体的には、一番上の二重マルにあるとおり、新たに園芸品目等の生産に取り組む集落営農法人に対し、経営基盤強化に向けた人材確保を支援するとともに、新規園芸品目の導入に係るリスク軽減や省力化に向けた機械導入を支援します。また、その下の二重マルでは経営強化に向けた連携・統合に伴う急激な面積拡大に対応するため、作業機リース経費や省力化に資する機械等の導入を支援します。

次に、9ページを御覧ください。

林業事業体強化推進事業費4,527万3千円です。これは、主伐・再造林を一体的に担う中核的な林業経営体を育成するため、高性能林業機械の導入等による業務の省力化や人材育成などを支援するものです。マル新にあるとおり、令和7年度は高性能林業機械やスマート技術を林業経営体へ普及させるため、最新機器の現場実演会を開催します。

次に、10ページを御覧ください。

鳥獣被害総合対策事業費8億1,011万8千円です。これは、野生鳥獣による農林作物被害の軽減を図るため、集落全体で行う予防・集落環境対策、捕獲対策、狩猟者確保対策、獣肉利活用の各対策を総合的に支援するものです。野生鳥獣による農林水産物被害は減少傾向にあ

るものの、依然集落等の被害は深刻なことから引き続き総合的に対策を講じます。中段のマルチにあるとおり、令和7年度は学生を対象としたセミナーや銃猟体験ツアーの開催などによる若手狩猟者の育成・確保に取り組みます。

次に、11ページを御覧ください。

漁業取締船代船建造事業費4億3,233万円です。これは、漁業秩序の維持及び漁業関係法令違反の抑止を図るため、現在運用している2隻の漁業取締船のうち、令和8年度に耐用年数の20年を経過するあさかぜについて、令和7年度から令和8年度にかけて代船を建造するものです。

次に、12ページを御覧ください。

漁業担い手総合対策事業費2,601万1千円です。これは、意欲ある漁業の担い手を育成・確保するため、漁業学校の研修生や新規就業者に対し給付金を交付するとともに、人材育成に向けた研修等を実施するものです。主な内容としては、マルチにあるとおり、中核的漁業者の経営拡大に向けた研修及び取組を支援します。また、一番下のマルチのとおり、漁業学校等で研修を修了した後に漁船漁業で独立就業するための船舶等の購入に要する経費に対し助成します。

最後に、13ページを御覧ください。

下段のマルチ、漁港利活用推進事業費283万2千円です。これは、全国豊かな海づくり大会を契機とした海業振興による漁村の活性化を図るため、漁港の新たな利活用に向けて、行政、漁業関係者、専門家等による検討会等を実施するものです。令和7年度は、各漁港について状況を踏まえた利活用方法や取組を検討するほか、漁港施設用地の貸付料算定のための不動産鑑定を行います。

井上委員長 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。御質疑等のある委員はいますか。

三浦委員 6ページにあった農業の新たな担い手の部分なんですけど、これは純粋に教えてください。今、大分県下の農家の年収は大体どれくらいになるんですかね。去年視察で佐伯市に行ったとき、林業はいろんな職種でアバウトに

教えてもらったんですが、農業はどれくらいあるのか分かりますか。差があろうけど、専業でやりよって、どんなものなんでしょう。

そこがやっぱり、収入がどれくらいかと言われて分かりませんと言うようじゃ、新しい若い人にやれやれ言うたってなかなか入らんとするんですよ。サラリーマンをやっていた方がもうかるんやったら、そこまでやるかなというのがあったので。ちょっと純粋にそれを聞いてみたかっただけで、特にこの予算どうこうじゃないです。

信貴新規就業・経営体支援課長 農業者の所得ですが、はっきりした数字は持ち合わせていません。ただ、大分県は認定農業者が3,800名ぐらいいるんですが、国の制度で認められた認定農業者は所得目標が400万円となっているので、そこが一つのラインになってくるのかなと。400万円の所得目標を目指して、経営計画をつくって改善していく方が大分県の中核を担うと。さらにその上にいくと、所得というよりも販売額になってくるんですが、3千万円ぐらいが法人化を目指す経営体になっていきます。

三浦委員 分かりました。ありがとうございます。

もう一ついいですか。さっき言った11ページ、あさかぜという取締船は県の船ですか。乗っちょる人は県職員ですか。

大屋審議監兼漁業管理課長 県の船で、県の職員が6名乗っています。（「分かりました。ありがとうございます。結構です。」という者あり）

二ノ宮委員 いつも同じですが8ページの中山間地のことです。

この前の一般質問でも言ったんですけど、ちょうど今第6期対策の説明会があって、本当に年々条件が厳しくなるように感じています。ここに書いてあるように、集落営農の収益行動の改革と大規模経営体による、という言葉がいつも出てくるんですけど、大規模化ができないのが中山間地だと思うんです。国の予算案や財務省のデータもこの間皆さんに見せたんですけど、

とにかく中山間地農業に対して、だんだん補助とかが狭くなっているように感じています。

加算もあるんですが、例えば共同防除の加算は10アール当たり2千円なんですけど、そういうのも第5期でやっていたところには付けないとか。それから10割単価と8割単価というのを御存じと思うんですが、10割取ろうと思ったらいろんな条件が付けられて、なかなか難しいように感じています。

この中山間地域の補助金は、中山間地の農業や農地を守ってもらっているという立場に立たないと。ここで経営的なものを入れていたら、とてもじゃないけど中山間地は続かないと思っています。一般論で大変すみませんが、何かあれば。

畑中地域農業振興課長 中山間地域等直接支払交付金制度についてですが、第5期対策が令和6年度に終わり、令和7年度から新しい5か年の対策が始まります。この制度は、5か年に1回内容を見直しており、二ノ宮委員がおっしゃったように、いろいろな変更があります。これまでの5か年の課題を整理した上で、各県からこういった課題があるという話をしながら、国ではそういった話も聞いて制度を変更しています。

やはり一番大きな全国共通の課題は、中山間地の協定組織の運営自体が非常に難しくなっていることです。特に小規模な地域、少人数の集落ほど、次期対策から対応が難しいという声が多かったと。そういうことがあったので、国としては8割単価、10割単価のうち10割単価を出すための要件として、10ヘクタール以下の組織について、実質的には複数の組織とネットワークを組んでいく計画を立ててくださいとなっているんですね。そういったことを今から取り組んでくださいという形で、10割単価になるようにしています。国の説明としては、そういった全国の課題を見つけた上で、それを要件としているということです。

それから、これは前回の第5期対策から始まっているんですが、これまでは5年間農地を維持できない状況になったときには、全協定組

織全てに対して遡ってお金を返還する話になったんですが、例えば高齢化とか病気とか、個々の農家の事情がもっともであれば返還の必要はないし、仮に返還の理由が通らなくてもその方のみの返還ということで、全国からの要望に基づいて少しずつ使いやすくなっている部分もあるのかなと思っています。

我々としては、とにかく全額要望について予算を付けていただきたいと。大事なことなので、それは引き続き国に対して要請していきたいと思っています。

二ノ宮委員 確かに中山間地組織も小さなところがあって、統合という形を取らなければならない、もっと言えばそうしないとなかなか経営が難しいところもあると思います。だけど、そういうのを条件にしていって、ものすごく使い勝手が悪くなっています。一番大事なものは、何のためにこの事業があるか。これは本当にいい事業だと思っているので、そこが欠けてくると形だけになる気がしています。

この間、3倍にという極論を言いました。2万3千円を6万3千円にしたら、10町歩つくと630万円になって、若い人を雇うことができるんです。そして米を売った分について、そこで営農組織をつくって、全体で地域を守る。もっと言えば農村を守ると。僕は今こう言っているけど、そこまでやっていかないと、10年先に農村はどうなっているか。今のままで行ったらもう大変なことになると思いますよ。だから、国がこう言うからとかじゃなくて、やっぱり本当に現状を見てどうかしていかないと、県民の食料を守ることを考えたときも大変な状態になると思います。要望です。

若山委員 同じような考えになるんですが、高齢化などで農業従事者がいなくなって、中山間地は5年、10年先が見えなくなる小規模集落が本当に増えています。

園芸品目等のもうかる農業について、国の取組は高く評価していますが、守る農業の部分でも、専業農業者だけではなく働きながら農地を守っている兼業農家にも何か対策を講じていかなければ、とてもじゃないけど中山間地の農地

が守られない状況になってくる。小さな営農集団がどんどん潰れていって、結局は高齢化で人がいなくなって、そこを担う人たちがいなくなる。あと5年先ぐらいならめどが立つけど、そこから先が分からない営農集団がかなり多くなっているのが実情です。

専業農家だけでなく、兼業農家など農業に従事する人を大切にしたい対策ができないかなという気がしてしょうがない。このままでいくと、本当に中山間地の農業はなくなって、農地も耕作放棄地ができるだけだと。二ノ宮委員が言ったように、園芸品目に替えられないところがどんどん取り残されていっている状況なので、是非よろしくをお願いします。要望です。

それと、米価がどんどん上がっている対策で、全国的には作付面積を上げる部分があったんですけど、大分県は逆に上げ幅もないように感じるんです。それで米が供給できると感じて、米価があまり下がってしまうと、今度はまた農業をする人の収入が減って困る。ある程度正常な範囲内に落ち着くような施策は何か考えているんでしょうか。

玉田水田畑地化・集落営農課長 米の作付の減少について、市町村や大分県としては、今後の人口減少等の将来的な需要低下、より高収益な園芸品目や需要が拡大している麦、大豆、飼料作物の生産拡大についても必要を踏まえて、生産者代表や農業団体、市などで構成される大分県農業再生協議会で生産目安を決定しています。

受給の安定についての施策ですが、この需給の安定は生産者や地方自治体だけでは非常に限界があるので、この一環として国での備蓄米の放出とかもあります。また、令和9年度から米を含む水田施策の見直しを始めており、そういった動きも注視していきたいと思っています。

若山委員 確かに県だけ、市町村だけでできる方策ではないので、米作農家に対するいろんな対策を含め、供給がしっかりできるように国全体として取り組むなど、是非県から国にいろんな要望を出していただきたいと思うので、よろしくをお願いします。

宮成委員 何点か伺います。

まず有機農業ですが、広域の出荷体制や販路拡大という言葉があったと思うんですけど、具体的にどのような形で広域的に進めようとしているのか、ちょっと教えてください。

それから鳥獣害に関してちょっと教えてほしいんですが、市町村等との連携なんでしょうけど、市町村は結構まちまちでいろんな補助金とか出していると思うんです。なかったら別にいいんですが、もし市町村独自の報償金と被害額との関係みたいなデータがあれば、県がプラスで上乘せしている分があるので、それを分析しないと、この先の対策がちょっと見い出せないかなという気がしているので、あれば教えていただきたいと思います。

それから担い手の話について、農業は話にも出ていますが、漁業、水産業が県下で今3,500人ぐらいしか従事者がいないという数字を見ることがあるんです。すごい数字だと思うんですが、この先はどのような見通しなのかと気になりました。

以上、取りあえず3点お願いします。

畑中地域農業振興課長 有機農業についてお答えします。

有機農業は、個人の消費者に対して、有機農業に取り組んでいる農業者個人が段ボールにいろんな野菜を詰めて小口で送るのが一般的でした。それではなかなか拡大していかない、伸びていかない、消費者を増やすのも難しいので、有機農業者が集まって1か所にまとめて、それを量販店に売っていくと。個人対個人ではなくて、そういった集団対量販店の流れをつくっていく大きな狙いがあります。具体的には、県内で特に大規模な有機農業者が複数名集まって組織をつくり、そういった流通をつくる準備室のようなものを自分たちで立ち上げています。今そこを支援しており、既に大消費地である関東方面等で、数年前から実際にそういった量販店や卸業者と話をし、販路拡大を進めています。いくつかは既に物が欲しいという話が出ているので、それに対応した出荷ができる農業者や産品について、令和6年度から具体的に取組を始めています。

こういったニーズが結構高いのは分かったので、今後は県内でつくっている有機農産物をいかに1か所にまとめることができるか。今後は集荷など県内でルートをつくって、大消費地に送る仕組みづくりに取り組む予定です。

田口森との共生推進室長 鳥獣対策について、市町村上乗せの各報償金とその市町村ごとの被害額の関係です。その関係性はちょっと整理されていませんが、各報償金は各市町村で上乗せしている状況です。

県では猟期外は6千円、それに加えて17市町村で単独の上乗せをしています。これはイノシシの金額なんですけど、2千円の市町村が1市、3千円の市町村が2市、4千円の市町村が4市、5千円が6市、6千円が2市、1万円が3市あります。要望や被害状況も含めた形で、それぞれの市町村で報償金の額を決めている状況になっています。

これは猟期外についてですが、県では猟期内は実施していないので、市町村が単独でしています。

シカについても県8千円、市町村義務負担2千円に加えて、3市町村で単独の上乗せをしています。金額は1千円、2千円と大きな金額ではありませんが、被害の大きい市町村でシカに対しても上乗せをしている状況です。

大塚水産振興課長 漁業就業者の件についてお答えします。

この間、漁業センサスが出たんですが、それでは令和5年の漁業就業者数は約2,500人となっており、5年前に比べると1千人程度減っています。しかも今の2,500人は65歳以上が半分なので、これから10年先を考えたときに、65歳以上の方——漁業は比較的高齢まで一本釣りなどは就業できるので、半分辞めたとすると、1千人から600人程度はいなくなる。今漁協とも話しているのは、目標として毎年60人の新規就業者を確保することによって、何とか10年先に2千人は維持していきたいと考えています。

宮成委員 分かりました。

ただ、若い夫婦など地にはいつくばって草を

取ったり、ユンボで掘ってゴボウを植えたりなどいろいろあると思うんです。とにかく収穫量が少ないやり方だと思うので、やっぱり価格が高くないと。大手の量販店にという話もあったけど、これは今まで2年間いろんなところで議論してきたんですが、県下にあるラグジュアリークラスの宿泊施設など、量販店よりお金になりそうなところとコネクションをうまくつくっていくことも考えていかなければならないと感じました。コメントは特にいいです。

それから鳥獣害に対してですが、別に市町村が上乗せするのも全然構わんし、そこは県が踏み込まなくてもいいと思うんです。ただ、今から高齢化が進む中で、やはりどこかで人に対してそういった報償金的なものも考えていかんと、今から5千人増やしていくのは非常に難しいと思います。ほかの方法もあると思いますが、今までと違って狩猟免許を取る方のターゲットを絞って、例えば消防団に入っている方とか、何かそういった具体的な手をいろいろ下していかないと。非常に難しい数字、高い目標を掲げているので、いろいろ多方面から考えてもらえればと感じました。

それから水産業の従事者が2,500人ですか。本当に厳しいですが、年間60人という目標を立ててとのことなので、バトンを次世代につなぐことを本当にやっていかないと、本県の水産業——これは養殖とかも含めてですよね、非常に厳しいと改めて感じました。みんなでちゃんと知恵を絞っていかんといけんなど思いました。

御手洗委員 以前取り組んでいましたが、今魚礁はどうなっているんですか。近年、魚礁の取組はあまり聞かないんですが、以前は随分、魚礁を沿岸部に入れた記憶があるんです。

大塚水産振興課長 魚礁の関係については、毎年入れています。ただ、魚礁は魚を効率的に集めて取る目的でかなり沖に入れることが多いんですが、最近資源が減っている状況もあり、魚礁よりは沿岸部に餌を湧かせたり、海藻を生やしたりする増殖礁を入れる事業の比率が多くなっています。

御手洗委員 ちょっと分かりにくいんですが、多額の予算の中で漁獲高を上げるために、私も10年か15、6年前、かなりやった記憶があるんですが、近年ないので。もう方針を変えたんですか。

大塚水産振興課長 方針を変えているわけではありません。予算概要の中にも、沿岸漁場基盤整備事業という事業はずっと公共事業であって……（「この中にあるんですね」と言う者あり）あります。（「何ページにあるんですかね」という者あり）今、タブレットに出しましたが、189ページです。（「分かりました。やっているんですね」と言う者あり）

二ノ宮委員 この資料の中にはないんですが、概要書に優良竹林化・利活用推進事業があり、以前からずっと心配しているんですけど、農村部の竹害ということで、何か有効利用できないかなという提案をいつもしています。予算的に見ると、ずっと去年とほとんど同じような金額なんですけど、農村ではやっぱり竹に対する何か有効利用がないかいつも心配しています。何か新たな活用とか、どういう感じでやっているかを教えてもらいたいです。

神鳥林産振興室長 優良竹林化の事業では、竹林のタケノコ生産地としての維持管理、また竹材等の利活用を推進するための伐竹整備、管理作業路などの整備について支援しています。

二ノ宮委員から質疑があった、整備した竹材をどう有効活用していくかについて、最近の状況をちょっと説明します。以前説明したかと思うんですが、今年度、大分県内のバイオマス発電所と九州内のMOXバイオマス発電所が連携して、竹チップを燃料に活用する実証試験を続けていました。2月時点で当室が状況を確認したところ、今は二つ話があって、竹が堅くてチップの損耗が激しいので竹用のチップをいかに活用していくかが課題だというのが一つ。二つ目は、燃焼の可否ですね。竹は既存のMOXバイオマスボイラーで使えないので、燃焼の可否については精査するのにもう少し時間がかかると伺っています。

二ノ宮委員 日田に連れて行ってもらったとき

に、可能性が高いという説明があつて期待していたんですけど、是非これは進めていただきたいと思います。

それともう一つは、肥料と飼料。それも宮崎県までわざわざ連れて行ってもらったんですけど、あんまり進んでないようです。その点も情報がありましたら。

神鳥林産振興室長 竹材の肥料と飼料への活用ですが、二ノ宮委員が視察した宮崎県と鹿児島県で竹材の伐竹を展開している企業が、視察というか、実は11月に大分県へ来ていて、県内の農業者とそういった伐竹が実際できないか検討しているという話は伺っています。

その後、確認したんですがまだ協議中で、実際どこでどれだけ伐竹をするか、どう利用していくかはまだ決まっていないと聞いています。

井上委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

井上委員長 委員外議員の方は御質疑ありませんか。

木田委員外議員 農業大学校の魅力ある農大づくりと有機産地の拡大との関係なんですけど、昨年12月、今日ほかの委員会に出ている玉田議員が有機専科を農大に設けてほしいという話を議会の質問で出したと思うんですけど、この魅力ある農大づくりのどこにそれが盛り込まれているのか。この間の検討を含めて、他県の農大の例を含め研究してみるとのことでしたが、その検討状況がどうなのかですね。

もう一つは有害鳥獣対策で、最近ヒヨドリの被害がひどいと。この間も葉物がかかなりやられているという報道がありましたが、新年度予算の総合対策の中でヒヨドリ対策は今後対応可能なかどうか、その二つをお願いします。

信貴新規就業・経営体支援課長 まず農大についてですが、カリキュラムの中でスマート農業とGAPは大きく打ち出しています。GAPでは当然、生産工程などの勉強をして、有機も含めてつながっていくところです。

また、有機そのものについても講義をちゃんとしているので、そういう中で学生には幅広くしっかり学ぶ機会をつくっています。

田口森との共生推進室長 ヒヨドリの被害についてです。

先日新聞にも載りましたが、実は全国的にヒヨドリの被害が増加しているということで、今大分県にも農林水産省から被害状況の調査が来ています。調査中で詳しいことはまだはっきりしませんが、実際にヒヨドリの被害が増えているとは聞いています。

報償金の対象になるかということですが、国では上限にして1羽200円の報償金制度があるんですが、これまで大分県ではヒヨドリの被害額が1年間に24万円ぐらい。非常に小さい額しか上がってこなかったのが、今のところ一番被害の多いイノシシやシカ、アナグマ、アライグマなど中型動物の被害に対しての報償金を対象にしており、ヒヨドリ等鳥類の報償金は用意していない状況です。

対策は防鳥ネットを張っていくことで、網目が3センチの防鳥ネットが非常に効果的です。特に1月から3月は飛来するヒヨドリがちょっと大きな群れになっていくので、この春先が一番気を付けるべき時期となっています。

木田委員外議員 有機専科は他校の先進的な取組がたくさんあると思います。我々会派で島根県にも調査へ行きましたが、有機農業をやっている農家を協力農家として、農大と連携して現地と一緒にいろんな研修体制等を組んでいて、いろいろといいやり方があるんだなと思っています。これから産地を拡大しないといけない分野なので、是非もっと積極的な取組を研究して、農大も多分体制が変わると思うので検討をお願いしたいと思います。

ヒヨドリについては対策しないと大変な状況になるんじゃないかなと思います。ヒヨドリ対策は技術的に非常に難しいと言われているので、農家の方は非常に困っていると思います。集計中とはいえ、大きな被害で何かしないと大変なことだと思うので、よろしくお願いします。

宮成委員 関連してヒヨドリについてなんですけど、ジビエとか何かそういった形での検討をされたことはありますか。

田口森との共生推進室長 鳥に関しては、ジビ

エ料理で良くお店にも出てきます。意外にカラスとかも出ているぐらいですね。その中ではヒヨドリはおいしい鳥だと。もともとヒヨドリとムクドリがよく似た鳥なんですけど、ムクドリは果実とかキャベツとかは食べない。ですが、ヒヨドリは果実やキャベツ、葉物など非常に栄養価の高いものを食べているので、非常においしいと聞いています。

ただヒヨドリを獲るのはなかなか難しい。もう鉄砲も利用できなくなっていますし、捕獲するのも非常に難しい鳥なので、それ専門の方はいません。カモとか、ある程度大きくならないとなかなか獲る方はいないので、市場性は非常にあるんですが、捕獲が難しいと。

井上委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

井上委員長 ほかに御質疑等もないので、これより採決に入ります。

第1号議案令和7年度大分県一般会計予算のうち、本委員会関係部分について採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

井上委員長 御異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、特別会計予算に係る三つの議案をまとめて審査します。第6号議案から第8号議案までを一括して、執行部の説明を求めます。

三股団体指導・金融課長 第6号議案令和7年度大分県林業・木材産業改善資金特別会計予算について説明します。

14ページを御覧ください。

予算額は、歳入・歳出共に表中の左側、予算額(A)欄の一番下にあるとおり9億5,273万9千円です。

次に、15ページを御覧ください。

主な内容について説明します。林業・木材産業改善資金貸付金2億円です。これは、林業・木材産業の経営者や従事者が、新たに経営を開始する際に必要な機械の導入などに必要な資金を無利子で貸し付けるものです。

次に、16ページを御覧ください。

一番上、木材産業等高度化推進資金貸付金3億7,500万円です。これは、木材の生産・流通の合理化や木材供給の円滑化を図るため、素材・製材品等の購入や木材の加工流通システム整備のために必要な資金について、金融機関との協調融資により低利で貸し付けるものです。

次に、17ページを御覧ください。

第7号議案令和7年度大分県沿岸漁業改善資金特別会計予算について説明します。予算額は、歳入・歳出共に表中の左側、予算額(A)欄の一番下にあるとおり2億158万5千円です。

次に、18ページを御覧ください。

主な内容について説明します。沿岸漁業改善資金貸付金2億円です。これは、沿岸漁業従事者の漁業経営や生活の改善、青年漁業者の育成・確保を図るため、作業の効率化や安全性を向上させる施設整備などに必要な資金を無利子で貸し付けるものです。

長谷部森林整備室長 第8号議案令和7年度大分県営林事業特別会計予算について説明します。

19ページを御覧ください。

予算額は、歳入・歳出共に表中の左側、予算額(A)欄にあるとおり5億9,737万9千円です。これは、県営林の適正な管理に必要な森林の伐採や保育を実施するとともに、分収交付金の支払や借り入れた県債を償還するものです。

次に、20ページを御覧ください。

主な内容について説明します。上段の伐採事業費8,736万2千円です。これは、県行二者分収林の伐採で得た収入を分収割合により精算金として土地所有者に交付する分収交付金の支払などを実施するものです。

次に、資料の21ページを御覧ください。

上段の管理事業費3,193万4千円です。これは、主伐期を迎えるまでの県有林及び県行二者分収林について、保育や管理を実施するものです。

井上委員長 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から御

質疑、御意見等はありませんか。

二ノ宮委員 15ページ、林業・木材産業改善資金貸付金です。18ページの沿岸漁業改善資金貸付金にも関係あるんですけど、ちょっと教えてください。

この財源内訳の繰越金と諸収入を見たときに、繰越しということは、結局2億のうちの1億7,685万8千円が使用されていない、貸付けの希望がなかったと。そしてその下、2,314万2千円が、実際に貸し付けて諸収入に入ってきたという考えでいいんですか。これ、18ページも同じなんですけど。

三股団体指導・金融課長 おっしゃるとおりです。

二ノ宮委員 いつも感じてたんですけど、何か利用が少ないんじゃないかと。林業・木材産業改善資金は2億円のうちで2,314万2千円しか使われていないし、沿岸漁業改善資金も2億円のうち1,453万円しか使っていない。何かもったいない気がするというか、こんなに利用率が低いのはどういう理由なのでしょう。

三股団体指導・金融課長 おっしゃるとおりで、最初の林業・木材産業改善資金については今年度実績1件で2千万円、沿岸漁業改善資金については実績ゼロの状態になります。

いずれも相談件数はあがっていますが、実際に貸付けまで至るケースは非常に少なくなっていると。最近は設備等の購入ではなくリースで対応するケースが増えており、リース案件は補助対象になっておらず、また国庫補助事業の充実や補助事業の自己負担分に充てられない状況があるので、貸付けが伸びていないのが主な要因と考えています。

現在、関係する各団体等を訪問して制度の説明をしたり、団体を通じて広報に努めてもらったり、また県の振興局においても生産者等と接触する場面で利用の働きかけはしたりしている状況です。適宜、会計規模の見直し等も行っており、林業・木材産業改善資金特別会計については昨年度3億円、今年度1億5千万円——これは資金の出し元の国、県に返還する対応も行っている状況です。

二ノ宮委員 ありがとうございます。

経営的には農業、林業も全て大変苦しいと思います。そういった中で、やはり簡単に言えば、この貸付金の要綱とかの使い勝手が悪いんじゃないかと。さっきリースも入っていなかったという話だったんですけど、是非使い勝手を良くして、使いやすいようにお願いしたいと思っています。

井上委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

井上委員長 委員外議員の方は御質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

井上委員長 ほかに御質疑等もないので、これより採決に入ります。まず、第6号議案令和7年度大分県林業・木材産業改善資金特別会計予算について採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

井上委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第7号議案令和7年度大分県沿岸漁業改善資金特別会計予算について採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

井上委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第8号議案令和7年度大分県営林事業特別会計予算について採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

井上委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第31号議案令和7年度における農林水産関係事業に要する経費の市町村負担について執行部の説明を求めます。

木許農林水産企画課長 第31号議案令和7年度における農林水産関係事業に要する経費の市町村負担について説明します。

資料の22ページをお願いします。

これは、令和7年度当初予算案で計上している農林水産関係の公共事業においてその一部に市町村負担を要する事業があることから、その負担割合を定めることについて、地方財政法等の規定により、議決をお願いするものです。

資料中段の表を御覧ください。令和6年度からの変更があるものは矢印で表している15事業となっていますが、いずれも事業箇所の変更のみであり、制度改正はありません。

なお、今回の議案の提出にあたっては、事前に関係市町村から同意をいただいています。

井上委員長 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。御質疑等のある委員はいますか。

〔「なし」と言う者あり〕

井上委員長 委員外議員の方は御質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

井上委員長 別に御質疑等もないので、これより採決に入ります。

第31号議案令和7年度における農林水産関係事業に要する経費の市町村負担について採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

井上委員長 御異議がないので、本案については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、付託案件の審査を終わります。

次に、執行部より報告をしたい旨の申出があったので、これを許します。まず①の報告をお願いします。

山口農業成長産業化推進室長 大分県農業成長産業化推進本部会議の開催について、第1回会議の結果を報告します。

資料の23ページを御覧ください。

先月2月6日に17市町と11農業団体の出席のもと開催し、課題の整理と取組の方向性について意見交換を行ったところです。

具体的には、3内容の(1)大分県農業成長

産業化推進本部の取組方針として、まず市町、農業団体、県とで本県農業の成長産業化と農村地域の持続的発展に向け、一体的・総合的な取組を展開することを確認しました。

次に(2)大規模園芸団地の計画的整備に向けた取組方針では、資料右下にも記載していますが、10年間で10ヘクタール以上の園芸団地を10団地以上整備する大規模園芸団地10+(テンプラス)プロジェクトに一丸となって取り組むことを決議しました。

また資料左側、(3)地域農業の持続的発展に向けた今後の取組内容の整理では、本推進本部で取り上げるべき検討項目について、労働力不足対策や農地活用・保全策、地域機能の維持策など市町・農業団体から幅広く意見をいただいたところです。

そこで4今後の取組ですが、一つは農村振興に必要な集落活動等について取組を整理し、優良事例を共有しつつ、有効策を検討していきます。また、労働力不足対策につながる農作業受託可能事業者のリスト整備など、事務的に整理可能なものは早急に進めていきます。

井上委員長 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。御質疑、御意見等のある委員はいますか。

〔「なし」と言う者あり〕

井上委員長 委員外議員の方は御質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

井上委員長 別に御質疑等もないので、②の報告をお願いします。

森迫農地計画課長 今議会の一般質問でも話があった大蘇ダムについて、改めて国からの説明内容等を報告します。

資料の24ページを御覧ください。

これまでの経緯についてですが、平成16年度末に国営事業で築造した大蘇ダムは、令和2年の事業完了後も浸透が続いたことから、国は令和4年度から3年間かけて浸透原因調査を実施しました。その結果、本年3月に国から維持管理協議会に対し、これまでの調査結果と今後の対策、さらに直轄管理の導入について説明が

あったところです。

国の説明内容ですが、調査の結果、大きな浸透を示す原因は確認されませんでした。満水時の一日の浸透量2万5千立方メートルに対し、下の図で示したとおり、緑色の堤体上流堤敷部で2割、コンクリート吹付を実施している赤色の斜面部で2割、対策を行っていない黄色の貯水池上流エリアで6割と全体的な浸透が確認されました。

資料上段に戻りますが、国は農業用水を確保するため、斜面部の目地補修や貯水池上流エリアの池底整備などの追加対策について、令和7年度から地元の負担を求めずに実施するとしています。さらに、このような対策を行っても一定の浸透を有するダムとして運用するには、両県への配水調整などに技術的な配慮が必要となるため、令和9年度からの直轄管理事業を導入する方針であるとのこと。

県としては、安定した農業用水の確保はもちろん、直轄管理に移行するまでの間、国職員の派遣体制を維持することなど国へ引き続き要望していきます。

井上委員長 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。御質疑、御意見等のある委員はいますか。

〔「なし」と言う者あり〕

井上委員長 委員外議員の方は御質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

井上委員長 別に御質疑等もないので、③の報告をお願いします。

森迫農地計画課長 昨年9月に承認いただいた大分県農林水産業振興計画おおいた農林水産業元気づくりビジョン2024を補完する農業農村整備の行動計画として、大分県農業農村整備長期計画を策定したので、その概要について報告します。

資料の25ページを御覧ください。

2計画の期間ですが、おおいた農林水産業元気づくりビジョン2024の目標年と同様に令和15年度としています。

次に3施策体系ですが、四つの基本方針を掲

げています。まず左側上段、一つ目の（１）元気な担い手・産地づくりに向けた生産基盤の強化において、畑地では経営拡大を目指す中核的経営体のニーズに応じた大規模園芸団地づくりや高機能化に向けた整備について、水田では高収益品目や麦・大豆の生産拡大に向けた畑地化・汎用化に加え、スマート農業の実装に向けた整備を推進します。

次に左側下段、二つ目の（２）農業生産を支える農業水利施設の計画的な更新整備と適正な保全管理では、農業用水の安定確保に向けた水利施設の機能保全計画に基づく適期・適切な更新整備や突発事故による営農への影響軽減のため、調達に時間を要する資材の備蓄や県内での融通体制の整備に取り組みます。

左側下段、三つ目の（３）安全・安心な農村づくりに向けた防災・減災対策では、防災重点農業用ため池の耐震・豪雨対策の改修や管理省力化と緊急時における迅速な避難行動につなげるため池管理システムのハード・ソフト対策に加えて、農業用ダムやため池の事前放流や田んぼダムによる流域治水についても推進します。

最後に右側中段、四つ目の（４）土地改良区の運営基盤強化と多面的機能の発揮では、合同事務所化による職員確保や小水力発電の整備等により土地改良区の運営基盤の強化に取り組むとともに、農地や農業用施設の適切な維持管理に向け多面的機能支払の体制強化や棚田保全に取り組みます。

なお、こうした施策を着実に実施していくためには何よりも農業農村整備予算の確保が重要なので、引き続き国に対して要望活動を行っていきます。

井上委員長 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。御質疑、御意見等のある委員はいますか。

二ノ宮委員 資料の（２）農業生産を支える農業水利施設のことでお聞きします。

いくら田をつくりたいといっても水が来ないとできないと。私は提子土地改良区の理事をしていて、今日の午前中に理事会へ出ていました。二つあって、一つは古い水路をいかに良くして

いくか、もう一つは災害が起こったときに早急に管理ができる体制になるかなんです。特に、後者の作業道がないと手作業じゃできない大きな災害がちよくちよく起こっています。そういうことで、例えば作業道についての国や県の補助とか、どういう位置付けをしているのかなど。どこの水利組合もやっぱり作業道をつくろうかなと今動いていると思うんですけど、その辺の状況というか。教えてください。

小林農地・農村整備課長 水路の管理道ですが、水路改修整備とあわせて行う工事用道路として一度整備して、それを工事完了後も管理道として活用していく方法が最近では多く取られています。水路整備に関しては、総事業費２００万円から取り組む事業制度、国庫補助制度もあります。そういった制度を活用し、地元の方と施設管理者と相談しながら必要な道路整備等を進めていきたいと考えています。

二ノ宮委員 水路の改修をするときに一緒にやるのは分かるんですけど、改修したときじゃなくて、災害に対して今から現行の水路に作業道とか管理道をつくっていかないと。高齢化さらには災害が激甚化する中で、もう手作業ではとても駄目なんです。私が作業道と言っているのは機械が入る道路についてですが、県が積極的に進めていかなければ水路管理は難しいんじゃないかと。せっかくこういう計画ができて、わざわざ農業水利施設まであがっているのに、その辺についてももう少し前向きにやっていただきたいと思うんですけど、どうでしょうか。

小林農地・農村整備課長 県内の農業水利施設、農業水路そのものが、耐用年数等を超過する中でかなり経年劣化が進んでいます。そういった中で水路本体の整備に対するニーズが非常に高まっており、そちらの適時適切な更新整備や水路の改修とあわせて、維持管理の軽減を図る事業推進を現在行っています。

また道路のみの整備については、現行の制度では県の単独事業でも実施可能なものがあるので、その地域の水路の実情やニーズにあわせた事業選択が可能となっています。そういった制度を活用しながら整備を進めていきたいと考え

ています。

井上委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

井上委員長 委員外議員の方は、御質疑等ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

井上委員長 ほかに御質疑等もないので、④の報告をお願いします。

畑中地域農業振興課長 農林水産試験研究基本指針の改定について、説明します。

資料の26ページを御覧ください。

農林水産研究指導センターでは、農林水産振興計画おおいた農林水産業元気づくりビジョン2024の計画達成に資するため、向こう10年間の試験研究の方向性を定めた農林水産試験研究基本指針を改訂しました。

左側の下部を御覧ください。基本指針は、これまでも県の長期計画の策定とあわせて改訂を行っており、基本理念や行動指針、研究の展開方向や組織体制等について定めています。

資料右側の概要について説明します。新たな指針では、時代の変化とマーケットに対応し、産地と担い手の技術を革新する農林水産試験研究の確立を基本理念に、ニーズ、チャレンジ、普及を行動指針として、環境制御技術など、技術革新が著しいスマート技術や効率的な育種が可能となるバイオ技術、また近年激しさを増す夏場の猛暑といった気候変動への対応を重要なテーマとしました。

またセンターの体制及び運営方法として、研究開発基盤の強化を進めるため、専門性の高い研究員の育成や継続的な研究体制の構築、産学官共同研究の推進強化に取り組むとともに、計画的な施設・備品の整備等も進めます。

なお、指針の詳細については、3月末に大分県のホームページで公表する予定です。

井上委員長 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。御質疑、御意見等のある委員はいますか。

若山委員 要望です。是非こういった部分に取り組んでいただきたいなと思うんですけど、気候変動に対応した部分でいけば、この頃の猛暑

で実際に病害虫がいろんな形でどんどん広がっています。これからも懸念されると思うんですけど、病害虫への対策を早めに指導していける体制の確立を是非お願いしたいと思います。

井上委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

井上委員長 委員外議員の方は、御質疑等ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

井上委員長 ほかに御質疑等もないので、以上で諸般の報告を終わります。

その他、執行部より何かありませんか。

田口森との共生推進室長 九州各県の鳥獣関係部署の体制一覧及び鳥獣被害額の現状についてです。

資料の27ページを御覧ください。

全国で野生鳥獣の被害が問題となる中、地形や気候に加え、野生鳥獣の種類や生態、生産されている農作物やその被害形態など、大分県と類似している九州各県の鳥獣対策について、関係部署の体制と鳥獣被害額の状況を取りまとめました。

まず、表の上段の鳥獣関係業務ですが、国の関連省庁ごとに三つの業務に分かれています。農林水産省関連では、防止柵などの予防・集落環境対策や捕獲報償金などの捕獲対策、ジビエの需要拡大などの獣肉利活用対策となっています。

次に、林野庁関連ではシカ被害対策として効率的な捕獲支援、環境省関連では狩猟者免許や登録業務などの狩猟者確保業務と鳥獣保護や鳥インフルエンザなどの指定管理鳥獣等の業務となっています。これらの鳥獣関係対策について、担当する部署の各県体制を中段に整理しています。

全ての業務を一つの課室で担当しているのは大分県と佐賀県です。また、福岡県と長崎県では環境省関連の鳥獣保護や鳥インフルエンザ等指定管理鳥獣等の業務を環境部局が担当しており、それ以外を農林水産部の担当課で対応しています。関連省庁ごとに業務を分担しているのは熊本県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県となって

います。

御覧のとおり、九州各県の担当課室名に鳥獣害対策の名称はありません。なお、下段のコメ印にあるように全国では4県が鳥獣害対策課及び室となっています。

次に表の右部分、各県の令和5年度被害額を記載しています。沖縄県に次いで、大分県が2番目に少ない被害額となっています。この被害額を評価するため、耕種の農業産出額に対する被害額の割合と耕地面積1ヘクタール当たりの被害額を算出しています。どちらも大分県が九州1位となっており、これまでの鳥獣害対策で着実に成果が上がっているとと言えます。

引き続き、今後も予防・集落環境対策や捕獲対策など四つの対策を総合的に実施し、効率・効果的に鳥獣被害額の軽減に向け取り組んでいきます。

井上委員長 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。御質疑、御意見等のある委員はいますか。

〔「なし」と言う者あり〕

井上委員長 委員外議員の方は御質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

井上委員長 別に御質疑等もないので、その他執行部より何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

井上委員長 ほかにないので、これをもって農林水産部関係の説明を終わりますが、ここで一言、私からお礼を申し上げます。

〔委員長挨拶〕

〔瀧野農林水産部長挨拶〕

井上委員長 瀧野農林水産部長、ありがとうございました。

ここで、今月末で県を御勇退される皆様から、これまでの農林水産業に関する思いや後輩職員へのメッセージなどを含めて、一言ずついただきたいと思えます。

〔安東審議監挨拶〕

〔高村審議監挨拶〕

〔大屋審議監兼漁業管理課長挨拶〕

〔木許農林水産企画課長挨拶〕

〔三股団体指導・金融課長挨拶〕

〔里畜産振興課長挨拶〕

〔中尾林務管理課長挨拶〕

井上委員長 ありがとうございました。皆様には大分県の農林水産業に一生懸命取り組んでいただきました。改めて感謝申し上げるとともに、今後の御活躍をお祈りします。

それでは、これで農林水産部関係の審査を終わります。

執行部の皆様はお疲れ様でした。

〔農林水産部、委員外議員退室〕

井上委員長 これより、内部協議を行います。

本日の委員会が、このメンバーによる最後の委員会ですが、この際ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

井上委員長 別にないので、最後に私から委員の皆さんにお礼を申し上げます。

〔委員長挨拶〕

井上委員長 それでは、これをもって委員会を終わります。

お疲れ様でした。